



令和8年度

世田谷区育児休業代替任期付職員（福祉・Ⅱ類）採用選考案内

令和8年6月
世田谷区

「育児休業代替任期付職員」とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、**あらかじめ任期を定めて採用される常勤職員**のことです。

なお、勤務条件（勤務時間、休暇、服务等）については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様の扱いとなります。

1 採用予定時期

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで（随時）

※合格者は採用候補者となり、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。

取得状況によっては、採用されない場合があります。

2 職種及び採用予定数等

職種	採用区分	採用予定数	主な勤務場所及び、勤務内容
福祉	Ⅱ類	5名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園での乳幼児に対する保育等 ・ 児童館等の児童福祉施設での児童の健全育成（遊びの指導等）、子育て支援等 ・ 児童相談所一時保護所での子どもの生活全般の支援、行動観察等 ・ 区役所各課における福祉に関する指導・相談業務等 ※勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

3 受験資格

- ・ 国籍を問わず、平成18年10月1日までに生まれた方
 なお、日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。
- ・ 児童指導員の資格を有する方又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方（採用日前日までに資格を取得し、上記の登録を受ける見込みの方を含む。）
- ・ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方（3ページ参照）及び現在世田谷区の常勤職員（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く。）である方は受験できません。

4 任用期間

概ね6か月以上3年未満

- ・ 代替する職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定します。

5 選考内容

(1) 第1次選考

選考方法	作文（800字程度） ※申込時、作文を提出してください。
結果発表	令和8年7月中旬（予定） ※合否に関わらず、求人サイトを通じて第1次選考受験者全員にお知らせします。

(2) 第2次選考

選考日	令和8年8月中旬で指定する1日
選考会場	世田谷区役所 ※第1次選考合格者に対して詳細をお知らせします。
選考方法	個別面接
合格発表	令和8年8月下旬（予定） ※合否に関わらず、第2次選考受験者全員にお知らせします。

6 申込方法

原則、インターネットから申し込んでください。

求人サイト（<https://public-connect.jp/job/15350>）から手続きしてください。

申込期間

令和8年6月17日（水曜日）～令和8年7月10日（金曜日）（午後5時まで受信有効）

7 勤務条件等

(1) 給与等（令和8年4月1日現在）

採用区分	初任給月額	各種手当
福祉	約 255,600 円	扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当 ・勤勉手当等

- ① 採用前の職務経験等があれば、一定の基準により加算されます。
- ② 要件を満たした場合は、昇給があります。
- ③ 上記初任給月額には、地域手当（給料月額の20%）が含まれています。
- ④ 上記の初任給月額及び各種手当について、採用されるまでに条例等の改正が行われた場合には、その定める額によります。

(2) 勤務時間等

勤務日	原則として月曜日から土曜日まで（4週8休制）
勤務時間	1日7時間45分、1週間当たり 38時間45分
週休日及び休日	原則として日曜日、国民の祝日及び年末年始

(3) 年次有給休暇等

年次有給休暇は1年度につき20日付与されます。採用日によって付与日数が異なります。
その他慶弔休暇、夏季休暇等があります。ただし、育児休業及び育児短時間勤務制度を取得することはできません。

(4) 服務

任用期間中は、営利企業への従事制限など地方公務員法の服務に関する規程が適用されますので、現在民間企業等に勤務している場合は、一度退職する必要があります。

任期満了後に再び同じ民間企業等に就職することについての制限はありませんが、任期付職員として世田谷区で勤務した内容に関して、守秘義務が課されます。また、退職後に世田谷区に便宜を要求するなどの働きかけを行うことは禁止されています。

8 参 考

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

【個人情報の取扱いについて】

個人情報については、世田谷区個人情報保護条例に基づき適切に管理しています。提出された書類やそれに基づき作成した資料等は厳重に管理するとともに、採用選考以外の目的では使用しません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄します。

【その他】

※1 選考受験者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の過程において「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

※2 本業務へ従事するにあたっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込フォームにより、特

定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。申込フォームにより、特定性犯罪の前科がある旨の申告がある場合は、配属先及び従事する業務に制限がかかる場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、重大な経歴の詐称として、内定を取り消す場合がありますので、あわせてご了承ください。

【問い合わせ先】

所在地：〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

交通：東急世田谷線 松陰神社前駅・世田谷駅（徒歩5分）

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp>

世田谷区総務部人事課人事係（区役所東棟5階）

電話：03（5432）2101（直通）

FAX：03（5432）3009

令和8年度世田谷区育児休業代替任期付職員（福祉・Ⅱ類） 勤務時間、職務内容等

（1）保育園（保育士資格を有している方）

勤務時間は原則として、7時15分から19時20分（延長保育時間を含む）まで、交替制勤務、1日7時間45分。休日は原則として、日曜日、国民の祝日及び年未年始（その他、原則として4週を通じて4日の休日あり）。保護者が仕事や病気などの事由のため保育を必要とする乳幼児を保護者の下から通わせて保育を行い、さらに延長保育、緊急保育など多様な保育も行っています。

また、地域住民との交流行事、体験保育、子育て相談等の地域の子育て支援を行っています。

（2）児童館・新BOP（保育士資格、もしくは児童指導員資格を有している方）

① 児童館

勤務時間は原則として、9時30分から19時15分まで、交替制勤務、1日7時間45分。休日は原則として、4週を通じて8日（月曜日、第2、4日曜日の休館日含む）。その他、国民の祝日（5月5日を除く）及び年未年始は休日。乳幼児の親子連れから中高生世代まで、だれでも自由に利用することができる施設で、おでかけひろば、子どもまつりやキャンプ、中高生の活動支援など、子育て支援事業や児童の健全な育成のための活動を実施しています。

② 新BOP

勤務時間は、原則として8時15分から19時05分まで、交替制勤務、1日7時間45分、月～金曜日勤務。休日は原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年未年始。放課後児童健全育成を行う学童クラブ（放課後児童クラブ）と、放課後の自由な遊び場であるBOP（放課後子供教室）を一体的に運営し成育支援等を行っています。

（3）児童相談所一時保護所（保育士資格、もしくは児童指導員資格を有している方）

夜勤等交替制勤務（※）で、子どもの安全を確保し、適切な保護を図るため、一時的に保護が必要と判断された子どもの生活全般の支援、行動観察等を行っています。具体的には、基本的な衣食住を整え、心身のケアを行い、学習を含めて様々な場面に応じた支援を行いつつ、子どもの行動観察を行い、児童相談所の児童福祉司等と情報共有しています。

（※）早番（7時から15時45分まで）、日勤（8時30分から17時15分まで）、遅番（①12時から20時45分まで、②13時から21時45分まで）、夜勤（16時30分から翌9時30分まで）（夜勤は概ね月4回、夜勤手当あり）。休日は4週を通じて8日。

